

保育所保育指針の改定について

第1回保育士養成課程等検討会

参考資料2

平成21年11月16日

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化（人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど）
- 保護者の子育て環境の変化（不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など）



**保育所に期待される
役割が深化・拡大**

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化（現行の13章を7章に）
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成 ○周知のためのDVDを作成

保育所保育指針の改定経緯

- 昭和25年 保育所運営要領
- 昭和27年 保育指針
- 昭和38年 文部省・厚生省局長通知

「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは
幼稚園教育要領に準じることが望ましい」

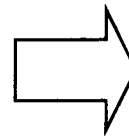
(以降、幼稚園教育要領の改定を踏まえ、整合性を図って改定)

- 昭和40年 保育所保育指針制定
- 平成2年 保育所保育指針改定(第1次)
- 平成12年 保育所保育指針改定(第2次)
- 平成20年 改定保育所保育指針告示
- 平成21年4月 同 施行

改正前

保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第1項に規定する健康診断を含むものとする。

(昭和23年制定)



改正後

保育所における保育は、養護と教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については厚生労働大臣がこれを定める。



保育所保育指針の告示化

改定の内容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割(目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など)、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度の見直し
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの実施

平成21年4月

保育所保育指針の施行

新保育所保育指針について

○ 第1章～第7章で構成、保育所における保育の内容を定める

第2章 子どもの発達

保育士等が子どもの発達及び生活の連続性に配慮して保育するため、乳幼児期の発達の特性や発達過程について示す

1. 乳幼児期の発達の特性
2. 発達過程

第7章 職員の資質向上

質の高い保育を展開するために必要となる職員の資質向上について、施設長の責務を明確化するとともに研修等について示す

1. 職員の資質向上に関する基本事項
2. 施設長の責務
3. 職員の研修等

第3章 保育の内容

乳幼児期の子どもが身につけることが望まれる心情、意欲、態度などの事項及び保育士等が行わなければならない事項等、保育所における保育の内容を示す

1. 保育のねらい及び内容
2. 保育の実施上の配慮事項

第1章 総則

保育所保育指針の基本となる考え方と全体像を示す(2章以下の根幹を成す)

1. 趣旨
2. 保育所の役割
3. 保育の原理
4. 保育所の社会的責任

第6章 保護者に対する支援

保護者支援の原則や基本を踏まえ、保育所の特性を生かした入所児の保護者への支援及び地域の子育て支援について示す

1. 保育所における保護者に対する支援の基本
2. 保育所に入所している子どもの保護者に対する支援
3. 地域における子育て支援

第4章 保育の計画及び評価

計画に基づいた保育の実施のため、「保育課程」及び「指導計画」を明確化するとともに、保育の質の向上の観点から、保育所や保育士等の自己評価について示す

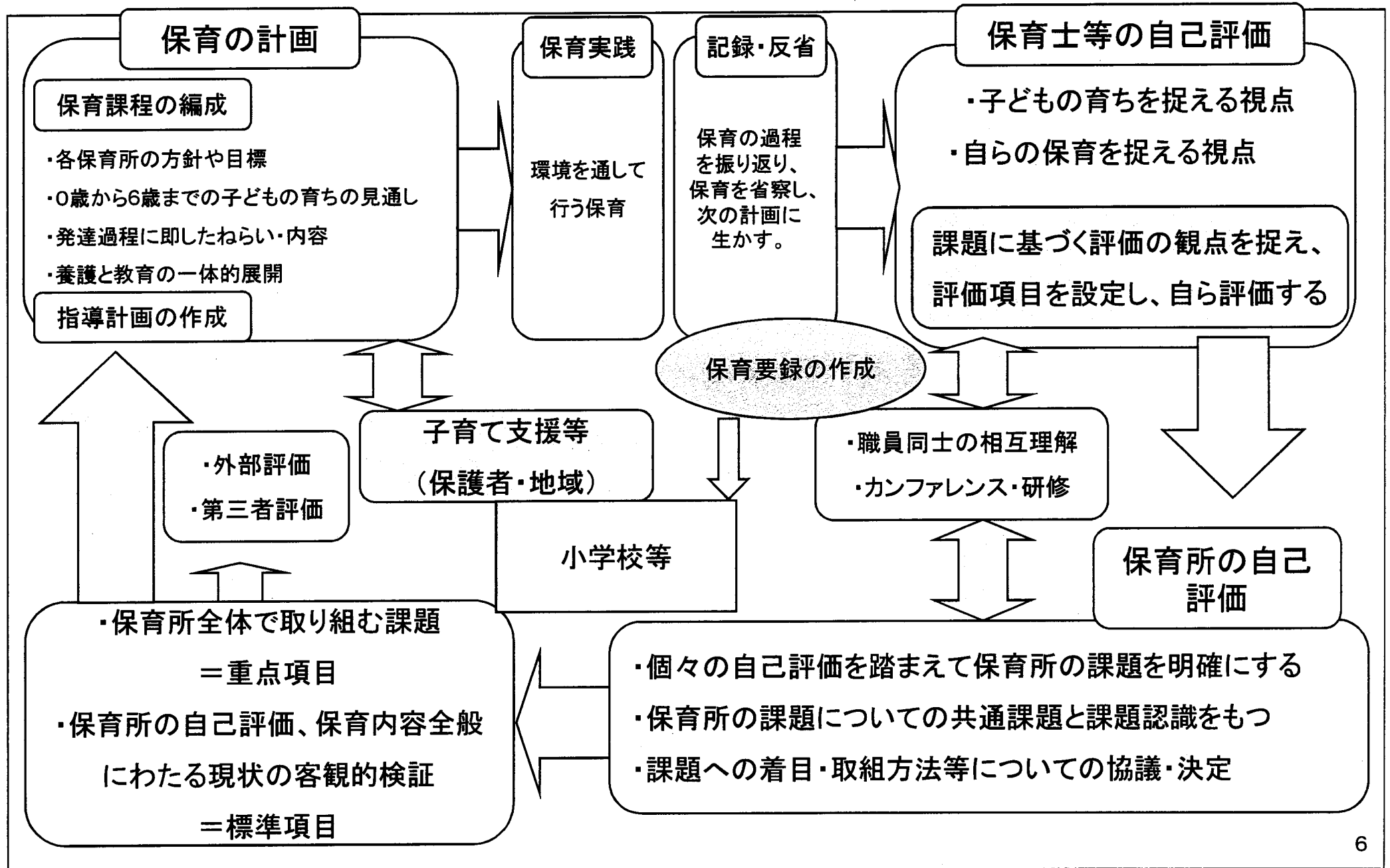
1. 保育の計画
2. 保育の内容等の自己評価

第5章 健康及び安全

子どもの生命の保持と健やかな生活の基本となる健康及び安全の確保のため、保育所において留意しなければならない事項について示す

1. 子どもの健康支援
2. 環境及び衛生管理並びに安全管理
3. 食育の推進
4. 健康及び安全の実施体制等

保育所保育の取組の連動(過程)



保育所における「自己評価」

保育所における自己評価の背景

■ 保育所保育指針（平成20年3月告示・21年4月1日施行）

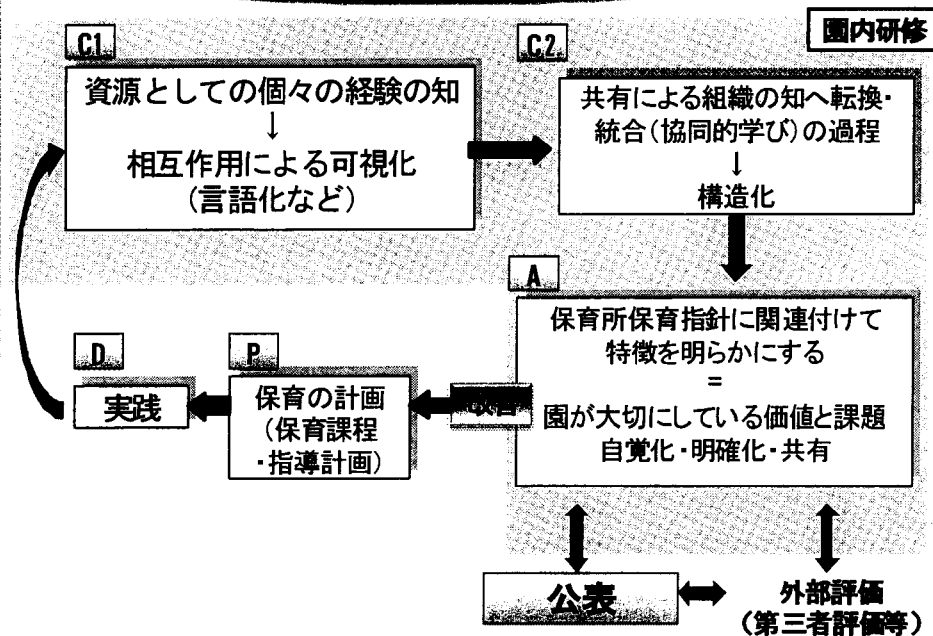
保育士等及び保育所の自己評価と自己評価公表の努力義務
 保育内容等の説明責任の明確化 等

■ 社会福祉法及び児童福祉法における情報提供・評価

■ 保育所における質の向上のためのアクションプログラム（平成20年3月通知）における自己評価の推進と評価の充実

（自己評価ガイドラインの作成とこれに基づく第三者評価の見直し等）

自己評価の理念モデル



自己評価の進め方

